

○佐賀県警察本部の宿（日）直に関する訓令（概要）

昭和44年7月3日

本部訓令第15号

この訓令は、警察本部の宿（日）直勤務に関し、必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 当直種別
- 勤務時間
- 一般的服務

などの項目からなっている。